



# 市からの連絡帳

## 年金など

### 国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き

20歳以上60歳未満の方で、65歳未満の第2号被保険者(厚生年金保険・共済組合加入者)の配偶者に扶養されている期間は、第3号被保険者として年金に加入することができます。

第3号被保険者として年金に加入している方は、次の場合に第1号被保険者への変更手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

- ①配偶者が会社を退職したとき
  - ②配偶者の扶養から外れたとき
  - ③配偶者が65歳になったとき
- ※配偶者が老齢年金の受給権を有しない場合を除く

手続きが遅れると国民年金保険料の納付が遅れたり、年金受給額が減少したり、記録が不正確になったりすることがあります。変更の手続きは忘れずに行ってください。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・各出張所

持本人・配偶者の年金手帳、資格喪失証明書(上記①に該当する場合は、配偶者の退職日記載の書類も可)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

### 市民カードをご利用ください

暗証番号を登録すると住民票等自動交付機が利用できます。

#### ◆旧市の印鑑登録証から西東京市民カードへ引き換えできます

田無市または保谷市印鑑登録証を西東京市民カードに引き換え、暗証番号を登録すると、市内7カ所の自動交付機で住民票や印鑑登録証明書の交付が受けられます。

※暗証番号を登録している「ほうや市民カード」をお持ちの方も利用できます。

#### ◆西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号登録・変更

暗証番号未登録の市民カードをお持ちの方は、暗証番号登録手続きができます。暗証番号をお忘れの場合は、暗証番号変更手続きができます。

#### ◆上記各手続き

登録者本人が市民課窓口(田無庁舎2

階・保谷庁舎1階・各出張所)で申請してください。

持①西東京市民カード・ほうや市民カード・田無市または保谷市印鑑登録証のいずれか

②申請者の本人確認ができるもの  
※②の種類により手続きの流れが次のとおり異なります。

(1)運転免許証・旅券・住基カードなど官公署が発行した顔写真の貼付してある証明書など…即日で手続きできます。

(2)保険証や年金手帳など(1)以外…即日では手続きできません。申請後、本人宛てに照会書を郵送しますので、照会書が届いたら再度来庁して手続きをしてください。

◆市民課 田(☎042-460-9820) 保(☎042-438-4020)

## 福祉・子育て

### 臨時福祉給付金 相談窓口開設

市民税(均等割)が課税されていない方を対象とした臨時福祉給付金の申請手続きの準備を進めています。

このたび、臨時福祉給付金の相談窓口を田無庁舎2階に開設しましたので、臨時福祉給付金に関してはこちらへお問い合わせください。

※申請時期・方法など詳細は、今後、市報や市HPでお知らせします。

◆臨時福祉給付金担当 田(☎042-497-4976)

### 児童手当現況届・子育て世帯臨時特例給付金の申請をお忘れなく

平成27年6月分の児童手当受給者に、児童手当現況届・子育て世帯臨時特例給付金申請書を送付しました。現況届は、6月30日(火)までに必ず提出してください。子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は、10月30日(金)までです。

※詳細は、市報6月1日号をご覧ください。  
◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

### 幼稚園児などの保護者への補助金

「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金」および「就園奨励費補助金」の申請を受け付けます。

対本市に住民登録をしている3～5歳児(平成21年4月2日～平成24年4月1日生まれ)を幼稚園などに通園させて

いる保護者。また、満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者

申①市内の幼稚園などに通園の場合…幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」に必要事項を明記し、指定日までに幼稚園などへ

②市外の幼稚園などに通園の場合…幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」に必要事項を明記し、印鑑を持参のうえ、子育て支援課(田無庁舎1階)・市民課(保谷庁舎1階)へ

※6月下旬までに幼稚園などから「補助金交付申請書」が配布されない場合は、下記へご連絡ください。

□受付期間 6月29日(月)～7月3日(金) 午前9時～午後5時

□添付書類 ※該当者のみ

- 生活保護受給世帯…生活保護受給証明書
  - 平成27年1月2日以降に本市へ転入した方…平成26年度課税証明書
  - 平成27年1月1日現在海外に居住していた方…勤務先からの給与証明書(平成26年1月1日～12月31日に支払われた給与などの支払い証明書)
- ※新制度に移行した幼稚園に通っている場合は一部内容が異なります。詳細は、お問い合わせください。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9841)

## くらし

### 社会教育関係団体への補助金

市内で社会教育活動をしている団体(体育団体を除く)が行う事業経費の一部を補助します。希望する団体は、事前に予約のうえ、申請書の内容について説明できる方が申請に来てください。

□申請受付 6月22日(月)～7月10日(金)に申請書を社会教育課(保谷庁舎3階)へ持参(郵送不可)

※申請書などの提出書類は社会教育課で配布。相談は随時受け付けます。

◆社会教育課 保(☎042-438-4079)

### 防犯活動団体への補助金

市内で防犯活動を行う団体に対して、活動経費の一部を補助します。

対市に防犯活動団体として登録をしている団体

□補助金額 防犯資器材の購入経費など

の2分1以内で、1団体20万円<sup>※</sup>(申込多数の場合は補助金額の減額調整あり)

□受付期間 6月22日(月)～7月3日(金)

※詳細は、お問い合わせください。

◆危機管理室 保(☎042-438-4010)

### 自治会・町内会などへの補助金

市内の自治会・町内会およびマンション管理組合が実施する地域福祉の促進や地域づくりに役立つ活動を対象に、事業費の一部を補助します。

対市内の自治会・町内会およびマンション管理組合

□補助金上限額 ①と②の合計

①団体割額：1万2,000円

②世帯割額：200円×加入世帯数

※1,000円未満は切り捨て

□申請受付 第1回：7月1日(水)～31日(金) 第2回：10月1日(木)～30日(金)

申申請書類を協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)へ持参

※詳細は、お問い合わせください。

◆協働コミュニティ課 保(☎042-438-4046)

## 選挙

### 6月2日の選挙人名簿登録者数(定時登録)が確定

□登録者数 男性7万8,444人、女性8万3,421人、計16万1,865人

3月2日の定時登録者数と比較すると、男性68人減、女性35人増、計33人減少しています。

#### □定時登録の要件

- ①日本国民
- ②平成7年6月2日以前の生まれ
- ③平成27年6月1日現在、引き続き3カ月以上本市に居住している(他市区町村から転入した場合は、平成27年3月1日までに本市の住民基本台帳に記載された方)

#### □在外選挙人名簿登録の要件

- ①在外選挙人名簿に既に登録されていない
- ②登録申請時に満20歳以上
- ③日本国民
- ④在外選挙人名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある

6月2日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性122人、女性116人、計238人です。

◆選挙管理委員会事務局 保(☎042-438-4090)

## 保険料の軽減制度が拡大します

### 国民健康保険料

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額、世帯ごとの平等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

政令の改正により、平成27年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えます。

◆保険年金課 田(☎042-460-9822)

#### □改正内容

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯	据え置き	7割
前年中の軽減判定所得が33万円+[24万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円+[26万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が33万円+[45万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	前年中の軽減判定所得が33万円+[47万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]以下の世帯	2割

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。

※青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。 ※65歳以上(1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。 ※譲渡所得の特別控除は適用しません。 ※雑損失の繰越控除を適用します。

### 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、前年の所得に応じた所得割額、被保険者1人当たりの均等割額の合計で賦課されますが、同じ世帯の被保険者全員と世帯主の、総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

政令の改正により、平成27年度から均等割額の軽減判定の総所得(軽減判定所得)の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えます。

◆保険年金課 田(☎042-460-9823)

#### □改正内容

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の場合	被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、そのほかの所得がない場合 上記以外の場合	据え置き 9割
前年中の軽減判定所得が33万円+[24万円×被保険者数]以下の場合	前年中の軽減判定所得が33万円+[26万円×被保険者数]以下の場合	据え置き 8.5割
前年中の軽減判定所得が33万円+[45万円×被保険者数]以下の場合	前年中の軽減判定所得が33万円+[47万円×被保険者数]以下の場合	5割 2割